

交通・移動

交通運賃の割引

●JR

乗車券の種類	身体障がい者手帳第1種 療育手帳第1種 精神障がい者保健福祉手帳1級	身体障がい者手帳第2種 療育手帳第2種 精神障がい者保健福祉手帳2・3級	手続き・窓口
普通乗車券	障がい者 <u>単独</u> の時は <u>片道101km以上</u> 利用の場合 <u>半額</u> 。 介護者とともに利用する時は <u>全区間本人・介護者とも半額</u>	障がい者 <u>単独</u> で <u>片道101km以上</u> 利用の場合 <u>半額</u>	駅の券売窓口で手帳を提示する。
定期乗車券	介護者とともに利用する時は全区間半額 ※①、※②	12歳未満の障がい児が介護者と利用する場合、介護者のみ通勤定期乗車券を発売 ※②	定期券販売窓口で手帳を提示する。
回数乗車券 普通急行券	介護者とともに利用する時は全区間半額 ※①		駅の窓口で手帳を提示する。

※① 障がい者単独の時は、割引はありません。

※② 小児定期乗車券の割引はありません。

【お問い合わせ】

- ・JR九州案内センター(電話:0570-04-1717)
- ・JR 西日本(新幹線の場合 電話:0570-00-8989)

●JR バス

□一般路線バス【対象路線：直方線、イオン線、嬉野線、牛の岳線、北薩線、日田彦山線 BRT】

乗車券の種類	身体障がい者手帳第1種・第2種 療育手帳第1種・第2種 精神障がい者保健福祉手帳1・2級	精神障がい者保健福祉手帳3級
普通旅客運賃	大人(12歳以上):大人運賃の半額 小児(12歳未満):こども運賃の半額 ※介護者割引:各運賃の半額	大人(12歳以上):大人運賃の半額 小児(12歳未満):こども運賃の半額 ※介護者割引なし
定期乗車券	大人(12歳以上)および介護者 :通勤・通学定期の3割引 小児(12歳未満) :小児通学定期の3割引	大人(12歳以上):通勤・通学定期の3割引 小児(12歳未満):小児通学定期の3割引

□高速バス【対象路線：宮崎～福岡(フェニックス号)、福岡～鹿児島(桜島号)

宮崎～新八代駅(B&S みやざき)※①、福岡～出雲(ドリーム出雲)※①
福岡～広島(広福ライナー・広島ドリーム博多号)※①】

乗車券の種類	身体障がい者手帳第1種 療育手帳第1種 精神障がい者保健福祉手帳1級	身体障がい者手帳第2種 療育手帳第2種 精神障がい者保健福祉手帳2・3級
普通旅客運賃	大人(12歳以上):大人運賃の半額 小児(12歳未満):こども運賃の半額 ※介護者割引:各運賃の半額	大人(12歳以上):大人運賃の半額 小児(12歳未満):こども運賃の半額 ※介護者割引なし

※① 精神障がい者保健福祉手帳は対象外

※ご利用の際には、手帳を提示していただく必要があります。(ミライID 利用可)

【お問い合わせ】

JR 九州バス株式会社 (電話:092-642-8121)

●タクシー

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方は、日常生活の利便向上のため、タクシー乗車に際し手帳を提示した場合に、メーター表示額の1割が割引される場合があります。

【お問い合わせ】

各タクシー会社

●西日本鉄道 (電車)

乗車券の種類	身体障がい者手帳第1種 療育手帳第1種 精神障がい者保健福祉手帳1級	身体障がい者手帳第2種 療育手帳第2種 精神障がい者保健福祉手帳2・3級	手続き・窓口
普通乗車券 回数乗車券	障がい者単独及び介護者と共に利用する場合、全区間本人・介護者とも半額	本人のみ全区間半額	乗車券購入時に窓口で手帳を提示する。 障がい者用 nimoca カードの利用も可能 ※②
定期乗車券	介護者とともに利用する時は全区間本人半額・ 介護者は大人通勤に限り半額 ※①	12歳未満の障がい児が介護者と利用する場合、介護者は大人通勤に限り半額 12歳以上、本人のみ半額 (バスのみ)	定期券販売窓口で手帳を提示する。

※① 障がい者が12歳未満の時は介護者のみ半額(大人通勤に限る)。

※② nimoca 取扱窓口にて手帳の提示により発行できます。nimoca エリアに限って自動的に割引運賃で精算できます。

(バス)

乗車券の種類	第1種または精神障がい者 保健福祉手帳1級	第2種または精神障がい者保 健福祉手帳2,3級	手続き・窓口
普通乗車券 定期乗車券 nimoca	(割引対象範囲は電車と同じです)		降車の際、運転手に手帳を提示して申し出る。定期券は販売窓口で手帳を提示する。 普通乗車券は障がい者用 nimoca カードの利用も可能 ※①

※① nimoca 取扱窓口にて手帳の提示により発行できます。nimoca エリアに限って自動的に割引運賃で精算できます。

【お問い合わせ】

西鉄お客さまセンター(電話:0570-00-1010)

●福岡市市営地下鉄

乗車券の種類	身体障がい者手帳 1～3 級 療育手帳 A 精神障がい者保健福祉手帳 1 級	身体障がい者手帳 4～6 級 療育手帳 B 精神障がい者保健福祉手帳 2・3 級	手続き・窓口
普通乗車券 定期乗車券 はやかけん	障がい者単独及び介護者と 共に利用する場合、全区間 本人・介護者とも半額	本人のみ全区間半額	乗車券購入時に、 窓口で手帳を提示 する。

【お問い合わせ】

福岡市地下鉄お客様サービスセンター(電話:092-734-7800)

●福岡市市営渡船

乗船券の種類	身体障がい者手帳 1～3 級及び第 1 種 4 級、療育手帳 A 精神障がい者福祉手帳 1 級	手続き・窓口
普通乗船券 定期乗船券 遊覧乗船券	障がい者単独及び介護者と共に利用する場合、本人・介護 者とも半額 介護者の定期乗船券は、12 歳未満及び 12 歳以上の小学 生の定期乗船券の介護者	乗船券販売窓口で 手帳を提示する。

【お問い合わせ】

福岡市港湾局客船事務所第 1 係(電話:092-291-1085)

●航空(国内線)

旅客運賃の種類	身体障がい者手帳、療育手帳または精神 障がい者保健福祉手帳の交付を受けてい る方	手続き・窓口
全区間	満 12 歳以上の障がい者単独または介護者 と共に利用する場合、本人・介護者 1 名とも 割引	各航空運送事業者 にお尋ねください。

※ 障がい者割引運賃額及び購入手続等は航空運送事業者または路線によって異なることがあります。

※ 障がい者割引を設定していない航空運送事業者もあります。

※ 他の割引との重複利用はできません。

【お問い合わせ】

各航空運送事業者

福祉タクシー料金助成

重度障がい者に、タクシーの乗車料金の一部を助成します。

(年 72 枚を上限として利用券を交付します)

※重複障がいでも手帳等を複数お持ちの方も、年 72 枚を上限とします。

●対象者

- ◆身体障がい者手帳 1 級または 2 級の方
- ◆療育手帳 A の方
- ◆精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方
- ◆特定医療費(指定難病)受給者証を持つ方

●利用できるタクシー

福岡市タクシー協会に加入しているタクシー事業者及び個人タクシー

※古賀市内では古賀タクシー、花鶴タクシーなど

●手続き

- ① 交付申請書
- ② 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証
上記①②をお持ちのうえ、福祉課へ(①の用紙は福祉課にあります)。

※ 代理の方が申請する場合は、①、②及び代理の方の本人確認ができるものをお持ちください。

※ 利用券は期限があります。

※ 年間分の利用券を発行しますが、申請される月により支給枚数が異なります(4 月申請:72 枚発行、5 月申請:66 枚…と、申請される月毎に 6 枚ずつ支給枚数が変更になりますので、72 枚必要な方は、4 月末日までに申請してください)。

※乗車料金が 500 円以上 1,000 円未満の時は利用券を 1 枚、
乗車料金が 1,000 円以上の時は、利用券を 2 枚まで利用可。

※ 申請の受付開始時期については、広報こがに掲載します。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

盲導犬の無償貸与

盲導犬は、視覚障がい者に無償で貸与されます。

●対象者

18 歳以上の重度の視覚障がい者(障がい者手帳 1 級・2 級)

●お問い合わせ・申込み

公益財団法人 九州盲導犬協会

〒819-1122 福岡県糸島市東 702 番地 1

(電話:092-324-3169 ファックス:092-324-3386)※月～金曜日の 9:00 から 17:00 まで

有料道路の割引

障がい者が高速道路や都市高速道路などの有料道路を利用するときに料金を割引く制度です。

※ETCノンストップ走行時も割引の適用ができます。

※マイナポータルでも申請ができます(ETC 利用申請される方のみ)。なお、事前登録が必要となりますので、詳細についてはオンライン申請受付サイトをご確認ください。

●対象者

- ◆ 本人運転の場合 … 身体障がい者手帳を持つ方
- ◆ 介護者運転の場合 … 身体障がい者手帳第 1 種の方、療育手帳 A の方

●対象となる車

- ◆ 本人または親族等(本人の配偶者、直系血族・兄弟姉妹及びその配偶者または同居の親族)が所有する車
 - ◆ これらの方が車を所有していない場合は、本人を日常的に継続して介護している方が所有する車(介護者運転の場合)
- ※ ETC ノンストップ走行利用時に割引の適用を受けたい方は、車の登録が必要です。
その際、登録できる車は 1 人につき 1 台です。
※ 営業用の車両や法人名義の車両は対象外です(ローン等の場合を除く)。

●対象となる有料道路

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社などの設置する有料道路
福岡都市高速、北九州高速、その他地方道路公社が設置する有料道路

●割引率

50%

●手続き

- ① 身体障がい者手帳、療育手帳
 - ② 運転免許証(本人運転の場合のみ)
- ※ETCノンストップ走行利用の方は上記に加えて、
- (ア) 車検証
 - (イ) ETCカード(本人名義のみ・本人が 18 歳未満の場合は親権者等でも可)
 - (ウ) ETC車載器セットアップ申込書・証明書(車載器管理番号がわかるもの)が必要です。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係
(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

駐車禁止除外指定車標章の交付

この標章の交付をうけ、車両の全面の見やすい箇所に提出している車両は、駐車禁止場所（法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く）であっても、他の交通の妨げにならない限り、駐車することができます。

●対象者

◆ 身体障がい者手帳所持者で下記に該当する方

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ① 視覚障がい | 1 級から 3 級及び 4 級の 1 の方 |
| ② 聴覚障がい | 2 級及び 3 級の方 |
| ③ 平衡機能障がい | 3 級の方 |
| ④ 上肢不自由 | 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2 の方 |
| ⑤ 下肢不自由 | 1 級から 4 級までの方 |
| ⑥ 体幹機能障がい | 1 級から 3 級までの方 |
| ⑦ 運動機能障がい（上肢機能） | 1 級及び 2 級の方 |

※1 上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く

- | | |
|-----------------|-------------|
| ⑧ 運動機能障がい（移動機能） | 1 級から 4 級の方 |
| ⑨ 内部機能障がい | 1 級及び 3 級の方 |

※肝臓機能障がいは 1 級から 3 級の方

- | | |
|-----------|-------------|
| ⑩ 免疫機能障がい | 1 級から 3 級の方 |
|-----------|-------------|

◆ 療育手帳所持者で「A1」「A2」「A3」の方

◆ 精神障がい者保健福祉手帳所持者で 1 級の方

◆ 身体障がい者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める方

●手続き

① 障がいを証明するものの写し 2 部

（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳のコピー）

※氏名、顔写真、障がい等級及び障がいの程度、住所が記載してあるページ

② 住民票の写し 2 部（1 部はコピー可 発行日から 3 か月以内のもの）

③ 代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの、または委任状等 2 通

上記①～③をお持ちの上、粕屋警察署交通課窓口まで。

※受付は平日の 9 時 00 分～16 時 00 分までです。

●お問い合わせ・申込み

福岡県粕屋警察署 交通課

〒811-2301 糟屋郡粕屋町大字上大隈 147-1

（電話：092-939-0110）

まごころ駐車場

商業施設や公共施設の県と協定を結んでいただいた施設の駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置づけ、障がい者や高齢者など利用者証の交付を受けた方が利用できる制度を開始。

●利用証の交付について

対象者及び申請に必要な書類

- ① 身体障がい者手帳 下記の等級の手帳保持者(申請に必要な書類 身体障がい者手帳)

- ・視覚障がい 4 級以上
- ・聴覚障がい 3 級以上
- ・平衡機能障がい 5 級以上
- ・上肢機能障がい 2 級以上
- ・下肢、移動機能障がい 6 級以上
- ・体幹機能障がい 5 級以上
- ・内部の機能障がい 4 級以上

※身体障がい者で自ら運転する車いす常時利用の方は、あわせて運転免許証の提示が必要です。

- ② 療育手帳 A 所持者(申請に必要な書類 療育手帳)

- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者(申請に必要な書類 精神障がい者保健福祉手帳)

- ④ 特定医療費(指定難病)受給者(申請に必要な書類 特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受診券)

- ⑤ 介護保険要介護 1 以上の方(申請に必要な書類 介護保険被保険者証)

- ⑥ 妊産婦(申請に必要な書類 母子健康手帳)

- ・単胎児…妊娠 7 か月から産後 3 か月まで
- ・多胎児…妊娠 7 か月から産後 18 か月まで(産婦のみでの利用は産後 3 か月まで、それ以降は多胎児が一人以上同乗する場合に限る)

- ⑦ 車いす等使用のけが人(申請に必要な書類 身分証明書及び診断書)

※診断書に様式はありません。

※診断書には下記が明記されていることが必要です。

- ・車いす又は杖などの補装具等の使用期間及び歩行困難な期間。

【代理申請】

代理申請の場合は、上記の確認書類に併せて、代理申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許書等)の提示が必要です。

●利用証申請窓口

粕屋保健福祉事務所 社会福祉課

〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26

(電話番号:092-939-1592)

【郵送にて申請を行う場合】

福岡県福祉労働部障がい福祉課 社会参加係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

(電話番号:092-643-3264 ファックス:092-643-3304)

申請書ダウンロード先:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

自動車改造費用の助成

身体障がい者の方が就労等に伴い、本人所有の自動車の一部を改造する場合、最高 10 万円まで助成する制度です。

●対象者

身体障がい者手帳(肢体不自由)を持ち、通勤・通学に使用する本人所有の車のアクセル、ブレーキ、ハンドル等を改造する必要がある方

●助成内容

アクセル、ブレーキ、ハンドル等の改造費用(最高 10 万円)

※ 改造済の「福祉車両」を購入する場合は、助成の対象となりません。

●手続き

必要書類や手続きの手順などは福祉課にお問い合わせください。

※ 事前に申請が必要です。(助成の決定前に改造を行った場合は、助成の対象外となりますのでご注意ください)

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)